元荒川土地改良区だより

令和７年度発行
第３３号

発行所　元荒川土地改良区
住所：さいたま市岩槻区大字新方須賀 1160 番地
電話：０４８（７９９）０７９９
ＵＲＬ：https://www.midorinet-motoarakawa.or.jp

末田須賀堰（独立行政法人水資源機構提供）

お知らせ

◆ 令和６年度から元荒川土地改良区のホームページを開設しました。各種申請用紙、公告等情報を随時更新していますので、ぜひご覧下さい。（【元荒川上流土地改良区】は、別組織の土地改良区になりますのでご注意ください。）

◆ 賦課金納額通知書について、今年度から（蓮田市分は令和８年度から）土地改良区作成のものに変わります。納付先が大きく変わりますので、各組合員宛に送付したご案内やホームページにてご確認をお願いします。なお、今年度から納期限は全地区、令和７年９月３０日になります。

◆ 政府が推進する「男女共同参画社会」の実現に向け、土地改良区でも女性役員の登用目標が定められました。令和８年３月に予定する役員補欠選挙では、第５被選挙区（蓮田市・さいたま市）と、第６被選挙区（春日部市・越谷市）から各１名を、女性組合員の中から選出することになります。

◆ 土地改良区事務所の受付時間は平日９：００～１２：００／１３：００～１６：００です。

理事長あいさつ

理事長　島村　孝

常日頃より、本土地改良区の業務運営や事業推進に対して、多大なるご理解ご支援を賜り、改めて感謝申し上げます。

先ず、昨年の農業用水状況ですが、例年に比べ、かんがい期の降雨が多く、末田須賀堰の水位低下が発生しなかったことから、比較的安定した取水ができました。一方で、過去にない高温が続き、イネカメムシが大量発生したこともあって、稲の収量や品質に大きな影響が出たことに心を痛めております。

土地改良区として、今年も無事に安定通水ができるように万全を尽くしていきます。

次に、土地改良区の運営状況ですが、受益区域が都市と隣接する状況から地区除外が進み、賦課金収入が大幅に減る一方で、施設の老朽化や省力化対策、インフレによる影響から、維持管理費用は増加の一途を辿っています。現状は、地区除外決済金積立資産や施設更新積立資産からの取崩で対応しておりますが、今後どのように運営していくべきか、将来の検討課題となっています。

現在、人口減少による労働力不足、その中で農業就業者の減少・高齢化などの農業構造の変化、気候変動等による環境問題など、社会の様々な課題に対応した土地改良区の運営が求められています。

地域農業を支えているのは、農地・農業用水、農業者と農業技術であると言われており、私ども土地改良区は、農地や農業用水の確保と有効利用をし、持続可能な農業環境の創出を担っていると考えております。

このため、地域農業の発展・継続のため、より一層、施設の適切な維持管理をしていくことと併せ、災害から守るための防災対応や、災害が起きてしまった場合の迅速な復旧対応ができる組織体制づくりを行い、農業用水の安定供給に万全を期して参りたいと考えております。

令和７年度　配水計画

令和７年度の末田須賀堰湛水期間は４月９日から９月９日までの予定です。（単位：㎥/s）

施設名	4/9～15	4/16～20	4/21～8/15	8/16～9/9	9/10～3/31
貝塚揚水機場	0.125	0.125	0.125	0.125	—
川島揚水機場	0.083	0.083	0.083	0.083	—
平林寺揚水機場	0.053	0.053	0.053	0.053	—
掛上揚水機場	0.075	0.075	0.075	0.075	—
掛下揚水機場	0.075	0.075	0.075	0.075	—
上豊川第２揚水機場	0.200	0.200	0.200	0.200	—
入穴樋管	—	0.014	0.020	0.014	—
風間樋管	—	0.057	0.083	0.059	—
柳橋樋管	—	0.075	0.104	0.069	—
末田大用水	0.989	3.153	4.107	2.213	0.200

※　新堀土地改良区及び新方領用悪水路土地改良区の配水計画は各改良区へお問い合わせください。

令和６年度　通常総代会

令和７年３月１１日（火）午前１０時から、埼玉スタジアム２００２のボールルームにおいて、開催されました。令和７年度予算など１０議案、１報告が上程され、議決・承認されました。

議案第１号　令和５年度決算について
議案第２号　令和６年度補正予算について
議案第３号　定款の一部改正について
議案第４号　規約の一部改正について
議案第５号　会計細則の一部改正について
報告第１号　諸規程の全面改正及び一部改正について
議案第６号　令和７年度組合費賦課金を定めることについて
議案第７号　令和７年度予算（案）について
議案第８号　施設更新積立資産より一般会計への取崩の承認を求めることについて
議案第９号　転用決済金積立資産より一般会計への取崩の承認を求めることについて
議案第１０号　令和７年度一時借入金について

その他、以下の意見や要望がありました。

①　総代会での質疑応答内容の周知
②　決算の早期公表
③　（定款）女性理事導入に伴う役員定数増に対して、役員定数削減の要望
④　（規約・会計細則）「残高」と「出納帳」の照合について、会計主任のみが関わることへの懸念
⑤　（予算）地元用水路の藻刈り要望

令和５年度　決算

（単位：円）

収　　入			支　　出		
科　　目	決　算　額	構成比	科　　目	決　算　額	構成比
１．土地改良事業収入	111,799,130	45.16%	１．土地改良事業費支出	66,312,722	26.79%
２．附帯事業収入	1,112,894	0.45%	２．一般管理費	67,042,679	27.08%
３．特定資産運用収入	1,858,460	0.75%	３．土地改良事業費負担金支出	10,015,804	4.05%
４．補助金等収入	308,000	0.12%			
５．交付金収入	8,058,960	3.26%	４．支払利息	0	0.00%
６．寄付金収入	0	0.00%	５．固定資産取得支出	146,740	0.06%
７．業務受託料収入	11,737,000	4.74%	６．特定資産積立支出	53,954,317	21.79%
８．雑収入	1,877,603	0.76%	７．雑支出	0	0.00%
９．特定資産取崩収入	51,256,360	20.71%	８．繰越金	50,079,580	20.23%
10．固定資産売却収入	0	0.00%	９．予備費	0	0.00%
11．繰越金	59,543,435	24.05%			
合　　計	247,551,842	100%	合　　計	247,551,842	100%

◆　賦課面積及び組合員数

賦課面積　１，３９６　ha　組合員数　４，４５９　人（令和６年３月３１日現在）

貸借対照表（令和６年３月３１日現在）　　（単位：円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
Ⅰ　資産の部		Ⅱ　負債の部	
１　流動資産	108,332,667	１　流動負債	17,761,265
２　固定資産	5,404,522,122	２　固定負債	51,397,109
（１）特定資産	5,362,170,950		
（内、積立資産）	(2,077,961,922)	負債合計	69,158,374
職員退職給付引当積立資産	(37,085,355)	Ⅲ　正味財産の部	
役員退任慰労金積立資産	(13,711,754)	１　指定正味財産	2,679,826,604
転用決済金積立資産	(1,790,791,400)	２　一般正味財産	2,763,869,811
施設更新積立資産	(236,373,413)		
（２）その他固定資産	42,351,172	正味財産合計	5,443,696,415
資産合計	5,512,854,789	負債及び正味財産合計	5,512,854,789

令和７年度　予算

（単位：千円）

収　入			支　出		
科　目	予算額	前年比	科　目	予算額	前年比
１．土地改良事業収入	112,748	5,461	１．土地改良事業費支出	158,023	25,520
２．附帯事業収入	1,071	△157	２．一般管理費	100,122	△4,403
３．特定資産運用収入	5,771	2,718	３．土地改良事業費負担金支出	11,600	3,597
４．補助金等収入	29,850	29,849			
５．交付金収入	21,527	5,485	４．支払利息	200	－
６．寄付金収入	1	－	５．固定資産取得支出	502	△1,003
７．業務受託料収入	13,336	1,599	６．特定資産積立支出	52,182	8,354
８．雑収入	1,969	403	７．雑支出	1,000	－
９．特定資産取崩収入	135,253	19,683	８．繰越金	10,000	－
10．固定資産売却収入	3	△2	９．予備費	2,000	－
11．繰越金	14,100	△32,974			
合　計	335,629	32,065	合　計	335,629	32,065

令和７年度　事業実施予定

【維持管理適正化事業】

（１）貝塚第２揚水機場　整備補修工事　＜蓮田市貝塚地内＞……１０，２００千円

（２）末田樋管２号取水ポンプ　整備補修工事　＜岩槻区末田地内＞……１０，５００千円

（３）下手堰　機側操作盤更新工事＜越谷市南荻島地内＞……６，７００千円

【国庫補助事業・県費単独土地改良事業】

（１）掛上揚水機場整備事業　＜岩槻区掛地内＞……５５，９００千円

【土地改良区単独事業】

（１）三ヶ用水路分水ゲート設置事業　＜岩槻区高曽根地内＞……６，４００千円

【越谷市営事業】

（１）かんがい排水整備工事　＜越谷市北後谷・西新井地内＞……７，５００千円

（総事業費２０，４００千円）

【水資源機構営事業】

（１）埼玉合口二期施設管理費負担金……１１，６００千円

令和６年度　事業実施状況

◆維持管理適正化事業・人巻用水路堤塘補修工事（さいたま市岩槻区釣上地内）

【整備前】

【整備後】

◆土地改良区単独事業・五ヶ用水路大振合堰改修工事（さいたま市岩槻区高曽根地内）

【整備前】

【整備後】

◆越谷市営事業・水路壁補強工事（越谷市西新井地内）

【整備前】

【整備後】

令和６年度　事業実施状況

【維持管理適正化事業】

（１）小曽川堰・中組堰　機側操作盤更新工事・設計業務委託……13,420,000 円

（２）人巻用水路　堤塘補修工事・設計業務委託……11,429,000 円

【土地改良区単独事業】

（１）川島揚水機場　ポンプ制御盤修繕工事……174,900 円

（２）掛上揚水機場　用水路改修　実施設計・測量業務委託……9,779,000 円

（３）掛下揚水機場　取水口補修工事・他雑工事……277,200 円

（４）上豊川第２揚水機場　送水管緊急補修工事……1,617,000 円

（５）末田樋管１号水中ポンプ　整備補修工事・設計業務委託……9,955,000 円

（６）大振合堰・長田堰改修工事・設計業務委託……14,025,000 円

（７）五ヶ用水路　取水管整備補修工事他……1,324,400 円

（８）三ヶ用水路及び人巻用水路　補修工事……1,298,000 円

（９）末田樋管導水路　浚渫等業務委託……2,970,000 円

（１０）末田大用水路他　水路清掃、雑草刈払、立木伐採　他雑工事……3,745,500 円

（１１）三ヶ用水路及び人巻用水路　藻刈り等業務委託……968,000 円

（１２）揚水機場及び末田大用水調整堰　保守点検業務委託……884,400 円

【越谷市営事業】

（１）越谷市西新井・七左町地内　かんがい排水整備工事……10,000,000 円

（総事業費 31,478,700 円）

【水資源機構営事業】

（１）埼玉合口二期施設管理費負担金……7,910,357 円

各種申請手続き

◆　組合員資格の異動に関する変更には、申請が必要です。（土地改良法第４４条）

★　相続、売買、贈与、交換等により、所有権が移転した場合

★　農地の賃貸借又は解約した場合

★　経営移譲した場合

★　住所や氏名を変更した場合

【組合員資格得喪通知書】の提出をお願いします。

（注意）賦課金は毎年４月１日現在の組合員名簿・土地台帳を基準にします。そのため、変更は基準日前に手続きを完了するよう、お願いします。

◆　土地を共有している場合には、申請が必要です。（土地改良法第１１３条の２）

★　土地の所有権等に共有者がいる場合、代表者を選任する必要があります。

【代表者の選任通知】の提出をお願いします。

各種申請用紙は元荒川土地改良区ホームページの「各種申請様式」にございますので、申請書をダウンロードし、ご記入の上でご提出をお願いします。

令和７年度賦課金・決済金

◆組合費賦課金について

・　賦課金は、土地改良法に基づく当改良区の定款の定めるところにより、末田須賀堰や当土地改良区のかんがい施設などの**維持管理の費用に充てる目的として**賦課しております。

・　**水使用の有無に関係なく、休耕・転作等を実施している土地についても、通常通り賦課されます。**

令和７年度　組合費賦課金

区　域　・　負　担　区　分		１㎡あたりの金額
１部	貝塚、川島、平林寺、掛上、掛下の各揚水機組合の区域	(田・畑)５．７円
２部	新堀土地改良区の管理する黒浜第１、第２揚水機場の区域	(田・畑)３．５円
３部	旧上豊川用悪水路土地改良区の区域	(　田　)５．７円
４部	旧末田大用排水土地改良区の区域	(　田　)５．７円
５部	新方領用悪水路土地改良区及び旧五ヶ字土地改良区の区域と重複する区域	(　田　)３．５円

★　**令和７年度賦課金の納付期限は令和７年９月３０日です。**

★　**コンビニエンスストアやスマホ決済の納付書は納付期限内のみの取扱となります。**

★　**口座引落がご利用できますので、ご希望の方は事務所までご連絡をお願いします。**

◆農地転用等による区域からの除外について

・　転用等によって農地が減ると、土地改良区施設等の維持管理の負担を残された農地の組合員で負担することになります。そこで、組合員の皆様の公平負担を図るため、地区除外の届出をし、土地改良法第４３条第２項に基づき決済金を納めていただく必要があります。

令和７年度　地区除外決済金

区　域　・　負　担　区　分		１㎡あたりの金額
１部	貝塚、川島、平林寺、掛上、掛下の各揚水機組合の区域	(田・畑)４８０円
２部	新堀土地改良区の管理する黒浜第１、第２揚水機場の区域	(田・畑)４００円
３部	旧上豊川用悪水路土地改良区の区域	(　田　)４８０円
４部	旧末田大用排水土地改良区の区域	(　田　)５４０円
５部	新方領用悪水路土地改良区及び旧五ヶ字土地改良区の区域と重複する区域	(　田　)４００円

※こんな時に地区除外の届出と決済金の納付が必要です。

★　**農地（水田）を農地以外に転用する場合（道路採納の場合も含む）**

★　**農地改良等により埋立する場合**

★　**公共事業（道路、公園、河川、建物等）の用地として転用する場合**

（用地買収説明会、価格交渉、契約調印の際など、事業主体（買収者）と十分話し合い、決済金や組合費賦課金、転用手続き等に疑義が生じないようにお願い致します。）

★　**その他、土地改良区の区域から地区除外をする場合**